

厚生労働大臣
福岡資麿様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

会長 澤田 豊

介護福祉士養成教育に対する支援について（要望）

明年はかねて多くの識者が「少子高齢化による社会への負荷が大きく高まる」と警笛を鳴らしてきた年を迎えます。すなわち2025年問題と呼ばれてきたものであります。

団塊の世代の全員が75才に到達、人口ボリュームの大きいこの世代が医療や介護へのニーズが急速に高まる後期高齢者になることで、医療費や介護費が急増し、これを支える現役世代が活力を失っていく等、国家的問題であります。すなわち、人口減少でマンパワーが不足し高齢者に必要なサービスが行き届かなくなってしまう懸念であり、また、2025年は増大する医療・介護ニーズに向き合いつつ、次なる2040年問題に備えた社会のシステム改革に取り組まなければと考えます。

その中でも、次代をになう介護人材養成教育の現状については、介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、「協会」という。）、及び大学53校、短期大学43校、及び専門学校等183校で構成する協会会員の介護福祉士養成施設（以下、「養成校」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実に努めるなどしてきています。

しかしながら、当協会の調査では養成校への入学者数は平成18年には19,289人であったものが令和6年は6,546人と約3分の1に減少しております。また、会員校の課程数も平成20年の507課程をピークに令和6年には279課程まで減少し、このうち廃課を前提に募集を停止するなどのため入学者がいない短期大学・専門学校が11課程あります。また入学者がいる短期大学・専門学校215課程のうちでも、ほとんどが経営的に赤字となっていると想定される「定員充足率が50%以下となっている課程」が97あり養成校を取りまく経営環境は一段と厳しいものになってきています。

このままでは養成校はますます減少することは必定であり、体系化された養成教育のもと知識と技術を修得した質の高い介護福祉士の供給に支障をきたし、社会の要請や施策の動向に伝えていくことが不可能になることが予想されます。

これらに対応するため、当協会としては、介護福祉士養成校の卒業生に対してこれまで行ってきた養成校の卒業時共通試験（現在は学力評価試験）の信頼性に負託いただき、養成校の卒業生に係る介護福祉士資格取得のための国家試験受験義務の見直しが必要であると考えております。

更に、今後、地域包括ケアシステム、自立支援・重度化防止の推進及び科学的介護の推進など利用者のニーズに適切に対応し、介護人材の確保とマネジメント力を備えたリーダーの育成など施策の動向に伝えていくためにも、下記の要望事項について、厚生労働省に

おける積極的な対応をお願いするものであります。

記

1. 養成校の卒業生に係る介護福祉士資格取得の経過措置の延長について

養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、令和8年度までに養成校を卒業する者について、介護福祉士資格取得の経過措置を講ずることとされている。

一方、介護福祉士を目指す外国人留学生の養成校への入学者数は、令和6年度は154校に3,054人の外国人留学生が入学しており、全入学者数6,456人の約47%を占めていて、学校経営において重要な存在となっている。

外国人留学生の合格率は協会会員各校の努力もあり、直近では約5割と上昇してきているものの、日本人学生の合格率と遜色ない合格率とするには経過措置が終了する令和8年度から更に多くの年数を要すると想定している。令和8年度に経過措置が終了した後は、多数の外国人留学生が介護福祉士資格を取得できないこととなり、この結果、養成校の入学希望者には資格を取得できない場合の次の2つの障害があると想定するため養成校への入学者が激減し介護施設に送れなくなると推定している。

(1) 養成校で学び、介護の業務に従事したとしても、養成校で学んでいない「技能実習」や「特定技能」の者と同等の待遇となる可能性が高いこと

(2) 卒業後に介護の業務に従事したとしても、介護福祉士等修学資金貸付金を返済することとなる可能性が高いこと

こうした現状に鑑み、多くの外国人留学生の入国を促進することにより、学校経営を安定化させ、外国人介護人材を確保して介護人材不足を解消するため、当該経過措置について5年程度の間、更に延長されるように図られたいこと

2. 新たな上位資格創設の支援について

第9期介護保険計画においては「自立支援・重度化防止」「LIFEに対応した可視化・デジタル化」「介護保険制度を十分理解したマネジメント」「感染症予防や災害」などがポイントとなるなどとされている。しかしながら近年、高齢者の認知症に対する多角的な支援や地域における共生づくりの充実方策が求められているなど、介護を巡る多くの課題が山積している中、現在、当協会に参加する多くの介護福祉士養成校において進めている介護福祉士養成がこれらに十分対応できていない状況は看過できない喫緊の課題であります。このため、当協会では今後これらに対応できる人材の必要性に鑑み、これらの課題に対応できる人材の養成を想定して、介護福祉士よりも、さらにより専門性の高い上位資格ができることを目指して検討を行っています。この検討を行っている上位資格を実現いたしたく、ご理解ご支援をいただきたいこと

3. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について

近年、外国人留学生の増加に伴い、保証人の確保が難しいなど、当該留学生の修学資金貸付制度利用の要望に十分に対応できない事態が発生している。ついては、国として、都道府県での貸出については統一的運用を確保させ、外国人留学生を含む利用希望者への要望に十分に対応できるよう指導の徹底を図られたいこと

4. 外国人留学生の受入れに対する支援について

外国人留学生が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を予定する外国人留学生に対する日本語学習の支援や相談支援等の実施等による教育環境の整備を推進するため、人件費等の経費に対する支援等の助成金の措置を講じられたいこと

5. 養成校への財政的支援について

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校以外の養成校は、文部科学省所管の私立大学等経常経費補助金等の交付対象ではなく、同省から財政的支援を得られないことから、厚生労働省は、養成校に対して、文部科学省が交付している補助金相当額の財政的支援を速やかに図られたいこと。また、文部科学省に対して、養成校にも私立大学等経常経費補助金等が受けられるよう要請されたい。このほか、地域医療介護総合確保基金の事業において、介護福祉士養成施設の教育内容向上のための体制整備に財政支援を図られたいこと

6. デジタル化に対応した教育の基盤整備について

近年、介護施設では ICT 活用が図られてきており、養成校においてもこれを前提とした教育が必要になってきている。このためデジタル化に対応した教育の基盤整備にかかる費用の助成金の措置を講じていただきたいこと

7. 介護福祉士の処遇改善について

介護職の中核的役割を果たすべき介護福祉士は、さまざまな困難な課題に対応できる知識と技術に裏付けられた高い専門性が求められている。魅力ある専門職の職業として社会的に認知され、拡大する福祉・介護ニーズに対応して行くためには他の分野の職業と比較して劣らない適切な給与水準の確保について、関係各団体等と連携して要望するものであり、その確保を図られたいこと